

令和6年9月6日

お客さま各位

高岡信用金庫

各種個人ローン等における相続発生時の取扱いについて

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当庫では、これまで各種個人ローン等をご利用中のお客さまが亡くなられた場合、一部の商品において期限の利益喪失事由に「債務者が死亡したとき」という項目を事務取扱要領に定めており、相続人さまに対して直ちに一括返済を求めることとなっていました。

今般この取扱いを見直し、上記の項目を削除し、今後は各種個人ローン等をご利用中のお客さまが亡くなられた場合、相続人さまに対して直ちに一括返済を求めないこととし、事務取扱要領にも明記いたしました。今後は、実際に相続があった際は、相続人さまとご相談させていただきながらお手続き等についてご案内いたします。

なお、従来通りご返済の延滞などの理由により、期限の利益喪失事由に該当する場合はお取扱いに変更はございません。また、今回の改定は今後各種個人ローンをご契約される方だけでなく、現在ご利用中の方にも適用されます。

高岡信用金庫は、今後も地域の皆様の繁栄と地域経済の発展のために、よりよい金融サービスを提供してまいりますので、ご愛顧のほど宜しくお願いいたします。

以上